

事業実施のための新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(第5版)

令和4年11月12日

岩手県吹奏楽連盟

本ガイドラインは、公益社団法人全国公立文化施設協会「劇劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染 拡大予防ガイドライン改定版」(令和4年10月31日付)、クラシック音楽運営推進協議会「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和4年10月7日付け)、(一社)全日本吹奏楽連盟「吹奏楽の活動及び演奏会等における新型コロナウイルス感染 拡大予防ガイドライン(三訂版)」(令和4年11月4日付廃止)に基づき、岩手県吹奏楽連盟及び各支部の事業実施のために策定するものである。岩手県吹奏楽連盟および各支部は、本ガイドラインを基に、事業毎に具体的な行動指針(マニュアル)やチェック表など必要な文書を作成し開催するものとする。

1 主催者の留意事項

(1)事業前

ア 参加について

(ア)参加団体(者)、事業関係者(役員、係員、業者)に、検温などの健康観察表や承諾書を配付し、名簿の作成を求める。

(イ)参加当日に以下のA・Bどちらかもしくは両方の状態にある者の参加は認めない。

A 発熱もしくは体調不良の症状がある。

B 新型コロナウイルスの感染者もしくは濃厚接触者に該当すると医療機関や保健所、団体長等から判断された。

イ 外部対応などについて

(ア)会館(会場)と連絡を密にとり、使用の仕方や制限などに基づいた感染防止マニュアルを作成する。

(イ)マニュアル等業務運営に必要な文書は、参加者、関係機関などに文書・メール等で適宜通知する。

(ウ)以下の条件に該当する方は入場できないことを周知する。

①検温の結果、発熱の症状(平熱と比べて1度程度以上高い)がある。

②体調不良の症状がある。

③新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者で政府所定の隔離期間にある。

④政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への訪問歴があり政府所定の待機期間中である。

(2)事業当日

ア 入館時について

(ア)参加団体及び関係者から名簿や健康観察表を受け取る。

(イ)使用する施設について、消毒や換気を行う。

(ウ)手洗いの励行、マスク着用について周知する。

イ 受付・当日の会場設営等について

(ア)一般入場者について、マスクの着用、手洗い、手指消毒の励行を呼びかける。

(イ)発熱など体調不良者、新型コロナウイルス感染症陽性者及び濃厚接触者、特定地域(海外など)から来た方で政府所定の待機期間中の方については、入場を断る。

(ウ)一般入場者は、前後1m以上離して整列させる。

(エ)入場券やプログラムなどの配布や販売を行う場合、係はマスクを着用し手指をこまめに消毒する。

(3)事業実施中の留意事項について

- ア マスク着用と会話抑制について掲示、放送等で周知に努める。
- イ 各使用場所が適切に使用されているか、適宜、確認する。
- ウ 楽器置き場や音だし室、チューニング室などについては換気を行う。
- エ 管楽器や打楽器の搬出入や移動、セッティングについては各参加団体でおこなう。
- オ ステージ上での配置は、適切な距離（左右1 m以上、前後2 m 以上等）を取るよう指示する。
- カ 管楽器奏者に音出し室やチューニング室、ステージ上で唾取り用吸水シートの使用を指示する。
- キ 会館の指示要請に従い、使用したイス、譜面台などを、適宜、消毒をする。
- ク 客席を利用する場合、座席の最前列は舞台前から十分な距離をとる。
- ケ 参加者が昼食を取る場合は、場所や時間などを指定する。
- コ 役員、係員の食事については、交代でとるなど十分な間隔が取れるように時間を指定する。
- サ 休憩時間毎にトイレが密にならないよう指示する。
- シ 参加者及び関係者に急な体調変化が生じた場合、一旦、救護室に隔離するが速やかに責任者(顧問)などの関係者に連絡し通院を促す。

(4)事業後

参加団体、係員、補助員から体調不良者の報告があった場合、関係機関速やかに報告し、それらの機関から指示にしたがって対処する。場合によっては、全参加団体に通知をする。

(5)その他

- ア 参加者が密集しないような進行表作成に努める。
- イ 参加者及び関係者の健康観察表は厳重に管理し、事業終了後、1ヶ月を目処に廃棄する。
- ウ 気候に応じて、熱中症対策やインフルエンザ対策についても考慮する。

2 参加団体の留意事項

(1)参加前

- ア 未成年の場合、保護者の承諾書を取る。
- イ 参加団体の部員(団員)は健康観察表を作成する。

(2)参加当日

- ア 検温や体調についてチェックし、発熱などの症状がある者の参加を見合わせるとともに、同一団体の他の参加者の参加について慎重に検討する。
- イ 会館への入場はマスクを着用し互いの距離を1 m以上離れて行う。また、会話抑制に努める。
- ウ 楽器置き場への入場は主催者から指示された人数を超えて入らない。
- エ 打楽器の搬出入は最小限で行う。
- オ 食事する場合、指定された場所で対面することなく静かに摂る。
- カ 演奏以外ではマスクを着用する。また、手洗いを適宜行う。
- キ 急な体調変化が生じた参加者がいる場合、速やかに通院させる。また、発熱を伴う場合、その時点で帰宅させる。

(3)参加後

終了後、異変を生じた部員(団員)がでた場合、学校長(団体長)に報告するとともに、主催者に連絡する。

以上